

特集

2024年問題とは？ 中小企業を融資で応援！ (令和6年度川崎市中小企業融資制度)

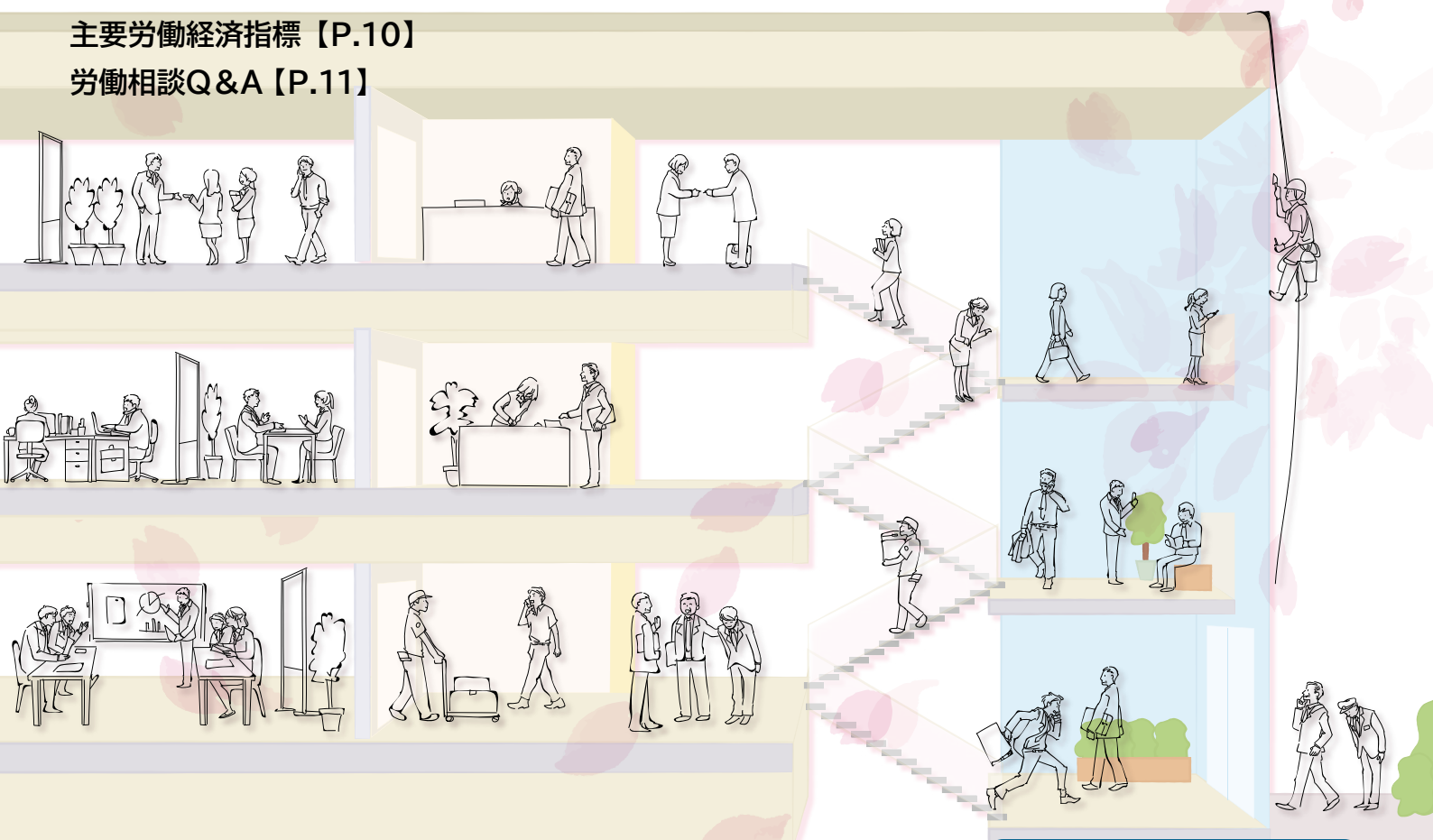
川崎市からのお知らせ【P.6～】

今月のトピックス【P.8～】

- 下請Gメンについて
- 賃上げ促進税制について

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q&A【P.11】



労働情報をウェブで見るには？

川崎市ホームページ

「事業者」

「中小企業支援」

「雇用・就労支援」

「かわさき労働情報」



1. 法定労働時間

(1) 労働時間規制の必要性

労働条件規制の中でも、労働時間規制は最も重要な規制の一つです。「過労死」ということばを聞いたことはあるでしょう。「過労死」とは、異常な長時間労働によって労働者の生命が奪われることです。生活のために働いているのに、これによって生命を奪われるのは、本末転倒です。

かつての労働者らも、労働時間規制の必要性を訴えていました。世界最初の労働条件規制法であるイギリスの工場法(1802年)も、繊維産業で労働に従事する年少徒弟の労働時間制限でした。また、1919年に設立されたILO(国際労働機関)の栄えある第1号条約(1919年採択)も、工業的企業における労働時間を1日8時間かつ1週48時間に制限するというものでした。このことから、労働時間規制の重要性は明らかです。産業革命期を経た後の資本制社会では、長時間労働が蔓延していた証でもあります。

(2) 日本の労働時間規制

戦前の日本にも工場法(年少者・女子の労働時間制限)が存在していました。しかし、日本における本格的な労働時間規制は、1947年に制定された労働基準法の登場まで待たなければなりません。そして、労働基準法は労働時間規制の原則を明記しました。これを**法定労働時間**といいます。現在の法定労働時間は、1週40時間・1日8時間労働制(労働基準法32条1項・2項)が採用されています(労働基準法最初の法定労働時間は1日8時間・1週48時間制)。すなわち、

「使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について40時間を超えて、労働させてはならない。」

「使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて、労働させてはならない。」

と定めているのです。



(3) 特例など

法定労働時間規制には例外があります。商業、映画演劇業(映写など)、保健衛生業および接客娯楽業のうち常時10人未満の労働者しか使用しない使用者には、1週44時間・1日8時間労働制が適用されます(労働基準法40条等)。これを特例適用事業場とといいます。

さらに労働基準法は、時間外労働、労働時間規制の適用除外など、様々な例外を認めています。

2. 時間外労働

(1) 時間外労働とは

ところで、法定労働時間を超えてなされる労働のことを**時間外労働**といいます。そして、労働基準法は一定の要件のもとに、**例外的に時間外労働を許容しています**。使用者がこの要件を満たさないまま労働者に時間外労働をさせた場合には、その使用者に対して罰則が適用されます(労働基準法119条・120条)。すなわち、法定労働時間規制に反してなされた時間外労働は犯罪なのです。

(2) 通常の時間外労働

① 36協定の締結・届出

日常的に発生する時間外労働(休日労働)には、労使協定の締結・届出が必要です。労働基準法36条を根拠とする労使協定であることから、特に**36協定**といわれています。**36協定**は、事業場ごとに、使用者と過半数代表(過半数組合または過半数代表者)との間で締結します。そして、これを所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

② 「延長することができる時間」と「労働させることができる休日」

36協定は、記載すべき事項が法定されています。その中で最も重要な記載事項が、「**延長することができる時間数**」及び「**労働させることができる法定休日の日数**」です。時間外労働(休日労働)は、法定の基準を超える労働です。「**延長することができる時間数**」などは、労働基準法の法定労働時間にかわる新たな「**限度**」として機能するからです。

③ 絶対的上限規制の導入

2018年の労働基準法改正までは、「**延長することができる時間数**」、すなわち、その事業場における最長労働時間について、一応の規制がありました。具体的には、目安としての労働時間の延長の限度等に関する基準が定められており、その基準を超えた時

【図表1】 絶対的労働時間の上限

- (1) 時間外労働の上限規制は、**原則として月45時間、かつ、年360時間。**
- (2) 特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても上回るできない時間外労働時間は、**年720時間。**
- (3) ただし、つぎの条件をクリアすることも必要となる。
 - ① 休日労働を含み、**2か月ないし6か月平均で80時間以内**
 - ② 休日労働を含み、**単月で100時間未満**
 - ③ 原則である月45時間(1年単位の変形労働時間制の場合は42時間)の時間外労働を上回る回数は**年6回まで**

間数を36協定に記載することは原則としてできませんでした。しかし、**特別条項付き36協定**を締結すれば、基準を超える延長時間を記載することが可能でした。そして、この特別条項付き36協定で記載できる延長時間に限度基準はなく、事実上労働時間は青天井だったのです。

2018年改正労基法は、このような超長時間労働を合法的にさせることが可能であった構造にメスを入れました。現行の基準は【図表1】のとおりです。

【図表1】(2)(3)の基準は、いわゆる特別条項付き36協定の限度基準を指します。そして【図表1】にも記載のあるとおり、特別条項付き36協定は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合に締結できるとされています。

このように、法規制レベルで労働時間に関して青天井状態だった以前の労働時間規制から比べれば、規制は大きく前進しました。しかし、【図表1】(3)の基準は、長時間労働によって労働者が脳・心臓疾患に罹患(りかん)したと労災認定される目安の基準(いわゆる**過労死認定基準**)とも重なっています。このことから、新たに導入された絶対的上限規制に対しても批判の声があるのも事実です。

(3) 絶対的上限規制の例外

2018年労働基準法改正で導入された労働時間の絶対的上限規制にも、例外が認められています。この例外には、1) 恒常的なものと、2) 時限的なものがあります。

1) 恒常的例外としては、新技術、新商品等の研究開発の業務があります。専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務の特殊性が存在することから、医師の面接指導、

代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で適用除外とされています。

また、2) 時限的例外としては、自動車の運転業務、建設事業、医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業については、改正法施行後も5年間は適用されず、また、施行後も一部は別基準が設けられることになっています。

3. 2024年問題

(1) 2024年4月からすべての業務に規制が適用される

前章で、絶対的上限規制の例外が設けられたことは説明しました。いよいよ2024年4月から、時限的例外の期限が到来し、絶対的上限規制が及んでいなかった業務にも、規制が適用されることになりました。これが俗にいわれる2024年問題です。とくに、長時間労働の傾向のある運送業界などが、対応に追われているのです。

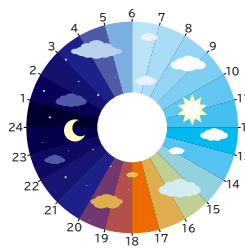
(2) 適用される基準

適用が猶予されていた事業・業務に適用される基準は、上述した一般的基準は適用されず、別の基準が適用されます。具体的には下の【図表2】をご覧ください。

さいごに

この2024年問題は、人手不足とも相まって、運送業界などを直撃しています。しかし、長時間労働の是正は、国際社会で名誉ある地位を占める(日本国憲法前文)べき日本においては、避けては通れない重い課題です。

改めて、職場の労働時間に関して考えるきっかけにしてほしいと思います。



【図表2】 適用が猶予されていた事業・業務に適用される基準

自動車の運転業務	<ul style="list-style-type: none"> ・【図表1】(2)の基準が、年960時間となる。 ・適用猶予後も【図表1】(3)の基準が適用されない。
建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の復旧・復興の事業を除き、【図表1】(1)~(3)の基準が全面的に適用される。 ・災害の復旧・復興の事業に限って、【図表1】(3)の①と②の基準が適用されない。
医師	<ul style="list-style-type: none"> ・【図表1】(2)について年間960時間となるも、医師不足地域や研修医は暫定として年間1860時間となる。 ・暫定基準が適用される場合は、連続勤務時間制限28時間や勤務間インターバル9時間が義務化される。

令和6年度川崎市中小企業融資制度 中小企業を融資で応援！

川崎市では、中小企業者に各種資金を長期・固定金利で融資する中小企業融資制度を設けています。中小企業融資制度は、市が市信用保証協会、取扱金融機関と協調して行っている融資制度です。融資制度の特徴は次の3点です。

- ① 全制度で固定金利を利用可能
- ② 返済期間を長期に設定
- ③ 市が市信用保証協会の信用保証料を補助して利用者の負担を軽減(一部資金を除く)

※利用には諸条件がありますのでお問い合わせください。経営者保証不要を選択できる場合があります。
※融資のお申し込みは取扱金融機関となります。

金融機関の伴走により経営改善をサポートします！(川崎市伴走支援型経営改善資金)

川崎市では新型コロナウイルス感染症や物価高騰、令和6年能登半島地震等の影響により経営にお困りの中小企業者の皆さまへ金融機関の伴走により経営改善をサポートします！（詳しくは市ホームページで）

【対象者】

- ◇一般枠：売上高等の利用要件を満たしていること
- ◇セーフティネット枠：中小企業信用保険法（4号・5号）の認定を受けていること
- ◇激甚災害（令和6年能登半島地震）：災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと

【メリット】 国補助後の信用保証料率を市がセーフティネット枠 50%、一般枠 20%補助します。信用保証料率や期間は市ホームページでご確認ください。

- ① 市新型コロナウイルス感染症対応資金（無利子・無担保融資）なども借換対応 100%保証分は100%保証で借換可能です。
- ② 売上高・売上高総利益率・売上高営業利益率で売上要件をみる事が可能です。
- ③ セーフティネット（4号・5号）枠もあります。



あなたの「創業」を応援します！（創業支援資金）

これから創業する方や創業して間もない方を応援するために、アーリーステージ対応資金、女性・若者・シニア起業家支援資金などをご用意しています。

【対象者】

女性・若者・シニア起業家支援資金の若者は30歳未満、シニアは50歳以上が対象になります。資金により対象者が異なりますので、詳細は下記の二次元コード等からご確認をお願いいたします。

【メリット】

- ① 信用保証料の本人負担がゼロ（一部資金を除く）
- ② 利率年 1.9%以内と低めに設定
- ③ 中小企業診断士による企業診断でスタートアップを支援（省略要件あり）

※「令和6年度川崎市中小企業融資制度一覧表」は次ページ(P5)をご覧ください。

【問合せ】川崎市 経済労働局 経営支援部 金融課

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5階
電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263

川崎市 経済労働局 経営支援部 中小企業溝口事務所

川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階
電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075



【市ホームページ】

【令和6年度川崎市中小企業融資制度 一覧表】

制度名	融資限度額	融資利率	信用保証料率	資金使途・期間	
振興資金★	中小企業者2億円 協同組合等4億円	(短期) 1年以内 年1.5%以内 (長期) 1年超5年以内 年2.0%以内 5年超7年以内 年2.3%以内 7年超 年2.5%以内 または制度所定変動金利 ※2	年0.450%~1.900%	(短期) 運転資金・設備資金 1年以内 (据置6か月以内を含む) (長期) 運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	
		5年以内 年1.8%以内 5年超10年以内 年2.0%以内 10年超 年2.4%以内 または制度所定変動金利 ※2	年0.025%~0.750% (市信用保証協会0.2%引下げ含む)	設備資金 15年以内 (据置1年以内を含む)	
	3,000万円	年1.6%以内	年0.225%~0.950%	運転資金 7年以内 (据置2年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置2年以内を含む) 取扱期間は令和7年3月31日保証申込 受付まで	
	短期継続資金★	5,000万円	金融機関所定利率	年0.450%~1.900%	運転資金 1年以内 (一括返済に限る)
小規模事業資金	小規模事業資金★	3,500万円	3年以内 年1.8%以内 3年超5年以内 年2.0%以内 5年超 年2.1%以内	年0.383%~1.710%	運転資金・設備資金 8年以内 (据置1年以内を含む)
	短期サポート型★	2,000万円	年1.2%以内	年0.225%~0.950%	運転資金・設備資金 1年以内 (据置6か月以内を含む)
	小口サポート型★	2,000万円	年1.4%以内		運転資金・設備資金 5年以内 (据置1年以内を含む)
	ミニ	300万円	年1.3%以内		運転資金 4年以内 (据置6か月以内を含む)
小口需細対応 小規模事業資金★・△	2,000万円	3年以内 年1.6%以内 3年超5年以内 年1.8%以内 5年超8年以内 年1.9%以内 8年超 年2.0%以内	年0.450%~1.100%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	
経営安定資金	不況対策資金(5年型)	3,000万円	年1.5%以内	年0.383%~0.950%	運転資金・設備資金 5年以内 (据置1年以内を含む)
	不況対策資金(10年型)	8,000万円	年1.7%以内		運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
	危機対策資金	2億8,000万円	年1.7%以内	年0.400%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置2年以内を含む)
	災害対策資金	8,000万円	年1.7%以内 セーフティネット4号認定の場合は 年1.6%以内	年0.450%~0.950%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
	激甚災害対策資金	2億8,000万円			
	伴走支援型 経営改善資金	1億円	1年以内 年0.9%以内 3年以内 年1.2%以内 5年以内 年1.4%以内 5年超 年1.6%以内	0.16%~0.92% (一般枠) 0.1% (セーフティネット枠) ※補助対象期間の確認は 市ホームページで	運転資金・設備資金 10年以内 (据置5年以内を含む) ※一括返済の場合1年以内
	借換支援資金	2億8,000万円	年1.8%以内	年0.450%~1.900%	運転資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
条件変更改善型 借換	10年以内 年1.8%以内 10年超 年2.3%以内		東日本大震災復興緊急保証 年0.400%	運転資金 15年以内 (据置1年以内を含む) 新規融資を含む場合、据置は2年以内	
企業再建資金	2億8,000万円 経営改善サポート型 の場合別枠	年2.5%以内	年0.225%~1.100%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む) 事業再生計画実施関連保証の場合 運転資金・設備資金15年以内 (据置1年以内を含む)	
産業立地促進資金	運転資金 2億8,000万円 設備資金 20億円	運転資金 年2.0%以内 設備資金 年2.1%以内 新川崎A地区・殿町3丁目地区への 進出の場合は、運転資金・設備資金 ともに 年1.9%以内	保証付きの場合 年0.450%~1.900%	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 15年以内 (据置1年以内を含む)	
	2億8,000万円	年1.9%以内	年0.225%~0.950%	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	
創業支援資金	アールリーステージ 対応資金△	年1.9%以内 または制度所定変動金利 ※2	年0.0% (市信用保証協会0.3%引下げ含む) ※一部の対象者は 年0.450%~1.900%	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む) ※市内設備に限る	
	女性・若者・シニア 起業家支援資金△	3,500万円	年1.8%以内 または制度所定変動金利 ※2	年0.0% (市信用保証協会0.3%引下げ含む)	
	スタートアップ創出促進資金△		年1.9%以内 または制度所定変動金利 ※2	年0.5%	
	新製品開発・ 新分野進出支援資金	3,000万円	年2.1%以内 市補助金の交付決定を受けた場合は 年2.0%以内	年0.450%~0.800%	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
流動資産担保資金	2億5,000万円	年1.9%以内	年0.340%	運転資金・設備資金 1年以内	
事業承継特別保証資金	中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円	年1.6%以内	年0.000%~0.950%	事業資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	

※1 ★印の資金については、「SDGs取組支援資金」の取扱いが可能です。

※2 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利等で、金融機関によって異なります。

※3 特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、(△)印で示してあります。

※4 経営者保証不要を選択できる場合があります。

生活資金貸付のお知らせ

川崎市勤労者生活資金貸付制度

申 込 資 格

- ① 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者
- ② 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者
- ③ 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者（確定申告を3年間行っている方）

※③に該当しない事業主及び公務員は除きます。

※返済能力等について中央労働金庫の審査があります。

使 途

- ① 本人または親族の冠婚葬祭費
- ② 本人または同居家族の医療費
- ③ 子供の高校・大学等の教育費
- ④ 耐久消費財の購入費
- ⑤ 旅行・余暇活動等の費用
- ⑥ 自己研修及び職業能力開発に要する費用
- ⑦ 育児・介護休業に要する費用
- ⑧ 住宅の増改築・修繕費用
- ⑨ 賃金の遅配・欠配時の生活費用
- ⑩ その他（自動車等）

※借入金の借り換え（③を除く）及び事業資金には利用できません。

※④及び⑤は年収700万円以上の方はご利用いただけません。

貸 付 額

10万円～200万円（1万円単位）

※自動車購入費を含む耐久消費財の購入費、旅行・余暇活動等の費用：10万円～100万円（1万円単位）

※子供の高校・大学等の教育費、住宅の増改築・修繕費用、福祉車両購入費用：10万円～300万円（1万円単位）

返 済 期 間

5年以内

※子供の高校・大学等の教育費、住宅の増改築・修繕費用、福祉車両購入費用：10年以内

返 済 方 法

元利均等割賦返済

貸 付 金 利

年2.0%

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 子供の高校・大学等の教育費：年1.7% | 育児・介護休業に要する費用：年1.0% |
| 住宅の増改築・修繕費用：年1.8% | 賃金の遅配・欠配時の生活費用：年1.1% |

※別に保証料がかかります。

※半年ごとに金利の見直しを行います。

そ の 他

申し込み多数により貸付総額に達した場合は、貸付を停止します。

【問合せ・ご相談】中央労働金庫 市内各支店

川崎支店 電話 044-244-8331

川崎南支店 電話 044-277-8211

中原支店 電話 044-733-0161

新百合丘出張所 電話 044-989-1111

【所管】川崎市 経済労働局 労働雇用部 電話 044-200-2271

労働相談等のお知らせ

秘密厳守
相談無料

●一般労働相談 <電話相談可>

解雇・退職・雇止め、賃金・労働時間等の労働条件、職場のハラスメントなどの労働問題や労使関係について、パート・派遣労働者を含め、働く方や事業主の方からの相談に応じます。

日時 月曜日から金曜日まで（祝日、休日、年末年始を除く）
9時から17時まで（12時から13時までを除く）
会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県

●弁護士労働相談 <事前予約制>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和6年4月23日（火） 13時30分～16時30分（1人40分以内）
原則、毎月第4火曜日（平日のみ）
会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県／川崎市

●夜間労働相談 <事前予約制>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和6年4月18日（木） 17時～19時30分（1人45分以内）
原則、毎月第3木曜日（平日のみ）
会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県／川崎市

【問合せ・申込み】

かながわ労働センター川崎支所
川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口1階
JR 武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分
電話 044-833-3141 FAX 044-833-0180

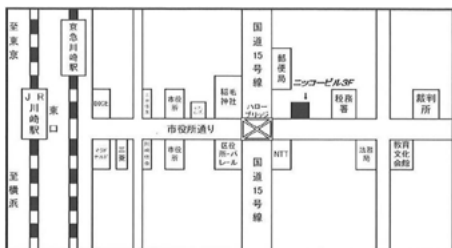


広告

こんなお悩みはありませんか？

弁護士があなたの会社をサポートします！

“ 残業代は、絶対払わなければいけないの？ ”
“ 取引先や従業員との契約書は作った方がいい？ ”
“ 後継者がいないんだけど、どこに相談したらいい？ ”



TEL 044-244-3981

コロナ禍の皆様を応援するため、期間限定で
電話での法律相談を15分間無料とさせていただきます。
ご予約の際に「かわさき労働情報を見た」と
お伝えください。

創業27年 弁護士7名在籍

小山法律事務所

代表弁護士 小山治郎

川崎市川崎区榎町1番8号 ニッコービル 3階



川崎市商工業優良組合役員表彰及び川崎市商工業従業員永年勤続者表彰のご案内

川崎市では、業績が優良な組合の役員としてその指導育成に尽力した功労者及び市内事業所に永年にわたり勤務し、功績顕著な従業員の市長表彰式を、令和6年7月10日(水)(予定)、川崎市産業振興会館にて行います。

表彰の対象となる組合役員及び従業員の推薦を次のとおり受け付けますので、該当する組合及び団体からの推薦をお待ちしております。

【優良組合役員表彰】

- ・市内に主たる事務所を有する事業協同組合、商店街振興組合等のうち、優良な組合等の役員
- ・役員歴10年以上の役員

【従業員永年勤続者表彰】

- ・市内同一事業所に在勤している中小企業基本法第2条に定める中小企業者の従業員
 - ・商業・サービス業・情報通信業：勤続15年以上
 - ・建設業・運輸業・工業：勤続20年以上
- ※原則として対象業種の団体に属していること

推薦期間 **令和5年4月上旬～5月上旬(予定)** * 過去に表彰された方は対象外となりますので、ご了承ください。
* 応募等に関する詳細は、4月上旬に川崎市ホームページにて公開いたします。

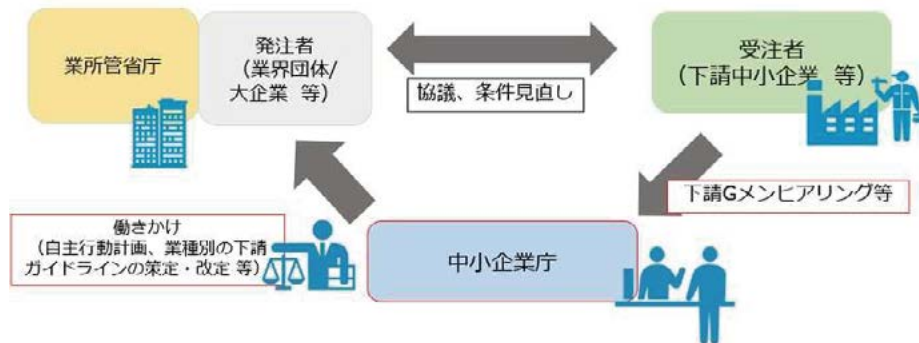
【問合せ】 川崎市 経済労働局 経営支援部 経営支援課 電話 044-200-3126 FAX 044-200-3920
メール 28keiei@city.kawasaki.jp

下請Gメンについて

「価格を一方的に引き下げられる」「金型の返品に応じてもらえない」など、下請取引のお困りごとはないでしょうか。中小企業庁では下請Gメンを通じて、全国の中小企業の皆さまから話を伺っています。伺った話は秘密厳守で発注事業者や業界団体に伝え、適正取引に向けた取組を促します。また、伺ったご意見を集約し基準改正などにつなげます。詳細は以下をご確認ください。

概要

平成29年1月より、中小企業庁では、取引調査員(下請Gメン)を配置して下請等中小企業者を訪問しています。秘密保持を前提として話を伺い、国や業界が定めるルールづくりに反映するなど、適正取引に向けた取組を強く促していきます。



相談事例

下請取引でお困りごとはありませんか？下請Gメンが、お話を伺います！

例えば・・・

① 「発注単価を一律〇%減らして欲しい」など不合理かつ一方的な価格引き下げが行われる。



② 金型の返却や保管料負担を申し入れても、応じてくれない。



③ 光熱費、原材料費、人件費などが上がっても、値上げを認めてくれない。



④ 手形による支払いが多く、その割引料も加味してもらえない。



【問合せ】 関東経済産業局 産業部適正取引推進課
〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
電話 048-600-0324(ヒアリングに関しては「下請ヒアリング担当」宛)
(所轄都道府県 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県)

賃上げ促進税制について

令和5年12月に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定され、その中で「賃上げ促進税制」の改定が明記されました。当該改正内容についてお知らせいたします。

※以下の内容は、今後の国会審議等を踏まえて変更となる可能性があります。

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大企業・中堅企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①
教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設）
子育てとの両立・女性活躍支援

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※3

大企業向け

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	15%
+ 5%（新設）	20%
+ 7%（新設）	25%

前年度比 + 10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみ
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中堅企業向け（新設）

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※4
（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	25%

前年度比 + 10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみ
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

前年度比 + 5%
⇒ 税額控除率を
10%上乗せ

くるみ以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※5（新設）

- ※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※3 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが必要。それ以外の企業は不要。
- ※4 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※5 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

本紙内容は令和5年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細については、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和6年5月頃を目途にHP（右記QRコード）に公表します。



令和6年4月

I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

- * 1月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.89倍で前年同月に比べ0.03ポイント下回りました。
- * 1月の川崎市内の有効求人倍率は、0.87倍で前年同月に比べ0.06ポイント下回りました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和2年度平均		8,313	5,700	14,013	83,457	7,128	12,729	19,857	103,768	1.17	0.45	0.71	0.80
令和3年度平均		8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和4年度平均		9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年	8月	9,845	7,102	16,947	98,694	7,472	12,164	19,636	108,150	1.32	0.58	0.86	0.92
	9月	9,651	7,218	16,869	97,673	7,541	12,032	19,573	107,511	1.28	0.60	0.86	0.91
	10月	9,671	7,359	17,030	102,407	7,712	12,172	19,884	109,488	1.25	0.60	0.86	0.91
	11月	9,396	7,267	16,663	100,816	7,499	11,757	19,256	106,534	1.25	0.62	0.87	0.90
	12月	8,835	7,121	15,956	98,609	7,216	11,505	18,721	101,917	1.22	0.62	0.85	0.88
令和6年	1月	8,896	7,491	16,387	98,720	7,290	11,490	18,780	103,022	1.22	0.65	0.87	0.89
資料出所		川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注) 労働市場は新規卒卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
 (※神奈川県労働局では毎年、新季節指数を適用し前年度の数値を一部改訂しています)
 また、南部(川崎公共職業安定所)の数値には川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区分を含んでいます。

I-2 労働市場（全国）

- * 1月の完全失業者数は163万人、完全失業率は2.4%となりました。一方、有効求人倍率は1.27倍で、前年同月に比べ0.08ポイント下回りました。

年月	項目	完全失業者 (全国)		完全失業率 (%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和3年平均		193	1.0	2.8	1.13
令和4年平均		179	-7.2	2.6	1.28
令和5年平均		178	-0.6	2.6	1.31
令和5年	8月	186	9.0	2.6	1.30
	9月	182	-5.0	2.6	1.29
	10月	175	-3.0	2.5	1.29
	11月	169	4.0	2.5	1.27
	12月	156	-2.0	2.5	1.27
令和6年	1月	163	-1.0	2.4	1.27
資料出所		総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値。

II 業種別労働災害発生状況

- * 令和6年1月の労働災害発生状況は、前年比17件減の27件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比 (%)
製造業		3 (0)	6 (0)	-3	-50.0
建設業		2 (0)	4 (0)	-2	-50.0
運輸業		8 (0)	7 (0)	1	14.3
その他		14 (0)	27 (0)	-13	-48.1
総計		27 (0)	44 (0)	-17	-38.6
資料出所		神奈川県労働局 (川崎南・川崎北労働基準監督署)			

(注) 件数は休業4日以上の死傷、(数字)は死亡者数。死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。

III 関連指数（全国、神奈川県、川崎市）

- * 1月の川崎市消費者物価指数は、105.8となり、前年同月に比べ2.1ポイント上回りました。

年月	項目	常用労働者賃金 (円)		総実労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)		消費者物価指数		鉱工業生産指数		倒産状況				
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和3年平均		373,454	365,170	135.0	140.4	10.7	10.8	100.0	0.0	100.0	0.0	85.8	99.7	5	37	648
令和4年平均		370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	92.2	105.4	4	30	503
令和5年平均		367,534	380,248	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	94.9	105.4	5	34	536
令和5年	8月	317,690	318,026	132.6	139.3	11.4	11.2	104.6	2.6	105.9	3.2	98.6	103.1	4	48	760
	9月	316,679	317,453	136.4	143.4	12.0	12.0	105.0	2.7	106.2	3.1	89.4	103.6	5	42	720
	10月	320,998	319,761	139.7	146.4	12.4	12.5	105.9	3.2	107.1	3.4	93.9	104.9	10	41	793
	11月	327,187	330,677	139.4	146.3	12.7	12.3	105.6	2.7	106.9	3.0	91.2	104.0	9	45	807
	12月	721,325	712,710	137.2	143.3	12.4	12.1	105.6	2.4	106.8	2.7	P98.6	105.5	7	49	810
令和6年	1月		P323,870		P135.1		P11.4	105.8	2.1	106.9	2.2		P97.6	9	43	701
資料出所		県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」				全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」				

(注1) 鉱工業生産指数は(県：平成27年、全国：令和2年)を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
 (注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。
 (注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡り変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

皆さまの職場では休憩時間を確保出来ているでしょうか。休憩時間については、労働基準法でルールが定められています。今回は休憩時間に関連する相談事例を3例ご紹介します。

勤務時間が6時間と決められており、休憩がありません。
これは違法ではないでしょうか。



労働基準法では、実労働時間が1日6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間を労働時間の途中に与えなければならないと定められています。ご質問の場合は、6時間以内なので適法となります。ただし、残業がある場合は、6時間を超えることになります。残業時間中に休憩を入れなければならないため、運用に当たっては注意が必要です。また、休憩時間は分割することが可能です。

会社規定の昼休みが1時間あります。休憩時間を勤務時間の最後にして、
その分早く帰宅したいのですが、可能でしょうか。



質問1の回答にもありますが、労働基準法の解釈によると、休憩時間を労働時間の途中に与えることにより疲労を回復させることが重要だと考えられます。会社が安易に労働者の早帰りを容認してしまうと「6か月以下の懲役または30万円以下の罰金」という罰則があります。一部の業種を除き、労働時間の途中に一斉に与え、自由利用の原則が適用されますので、労使双方が労働基準法を重視し、理解していくことが大切です。

昼休みは1時間と決められていますが、電話が鳴ったら対応を
しなくてはならない状況で、日によっては休んだ気がしません。



休憩は、継続する仕事による疲労を回復させることが目的です。休憩時間中に電話対応をさせると、自由に利用できる休憩を与えたことにはなりませんから、会社側に相談してみましょう。「休憩時間は電話に出ないことにする」もしくは「昼休みの電話番を当番制にして、当番の場合はその時間を労働時間として別途休憩を与える」というような仕組み作りが必要となります。

川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市ホームページ(右の二次元コード)をご確認ください。



編集後記

4月は多くの若者たちが社会人として人生を歩み始めます。未来に思いを馳せて夢を描いていることと思います。かく言う私も50年程前にここ川崎の地で働き始めて、今は前期高齢者になりました。青函連絡船で初めて本州の土を踏み、社会人としての人生は始まりました。仲間と夢を語り合ったものですが、その夢はどれくらい実現したかな？振り返ると、ああすればよかった、こうすればよかったと今になって反省しています。仕事のミスや人間関係の悩み、何気ない一言で人を傷付けたり、その逆もありました。でも周りの人が教えてくれたり助けってくれたり悪いことばかりではありませんでした。

昭和、平成、令和と時代は進んで、生活も便利になり、人の考え方も変わってきたように感じます。昔を知る者からするとちょっと懐かしく寂しいかな。年寄りからエールです。新社会人の皆さま、これから色々なことが起きると思いますが、楽しんで乗り越えていってください。

～あなたの素晴らしい技術・技能は川崎市の財産です～



かわさきマイスター

川崎市内最高峰の匠

令和6年度「かわさきマイスター」を募集します！

川崎市では、極めて優れた技術・技能を発揮して、産業の発展や市民生活を支える「もの」を作り出す現役の技術・技能職者を「かわさきマイスター」として認定し、素晴らしい匠の技術の奨励・継承、後継者の育成に取り組んでいます。これまでに工業や衣・食・住など生活にかかわる、80職種124名の「かわさきマイスター」を認定しています。

自薦・他薦は問いませんので、長年技術・技能を研鑽されてきた方のご応募や、皆さんの身の回りにいらっしゃる素晴らしい技術・技能を持った職人の方々のご推薦をお待ちしています。

1. 応募期間（予定）

令和6年4月1日(月)～5月31日(金)【必着】

2. 応募条件（応募時点）

- (1) 市内に1年以上在住または在勤している現役の優れた技術・技能職者
- (2) 年齢40歳以上、応募職種に25年以上従事している方

3. 応募方法

所定の応募用紙にて郵送・持参

※応募用紙は川崎市HPからダウンロード、または下記「問合せ」にて配布・郵送

4. 選考の流れ

- (1) 選考・調査
6月下旬～9月下旬：候補者への現場訪問調査や選考委員会の開催
- (2) 発表 11月(予定)

5. 主な認定特典

- (1) 報奨金、認定証、記念品の授与
- (2) 各種広報誌・川崎市HPへの掲載、報道機関へのPRなど
- (3) 各種イベント(川崎市主催その他)への出展支援

<令和5年度 認定かわさきマイスター>



大澤 忍氏

職種：和菓子職人
御菓子所 花ごころ
(中原区)



神居 隆氏

職種：金属加工
有限会社ケイ・エム・エス
(横浜市)※川崎市在住



清水 睦視氏

職種：精密金属加工
株式会社サンテック
(中原区)



中村 真氏

職種：センターレス加工
三和クリエーション株式会社
(中原区)



八木 惇一氏

職種：精密板金加工
株式会社テイ.エス.エス
(多摩区)

【問合せ】川崎市 経済労働局 労働雇用部 技能奨励担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所 本庁舎 9階

電話 044-200-2242 FAX 044-200-3598

メール 28roudou@city.kawasaki.jp

かわさきマイスター

検索



かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2160号 令和6年4月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3653 (直通) FAX 044-200-3598

経済労働局労働雇用部メールアドレス 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。